

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月11日
【会社名】	大王製紙株式会社
【英訳名】	Daio Paper Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐光 正義
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見2丁目10番2号
【電話番号】	(03)6856 - 7502
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 田中 幸広
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,385,539,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大王製紙株式会社東京本社 (東京都千代田区富士見2丁目10番2号) 大王製紙株式会社大阪支店 (大阪府中央区備後町4丁目1番3号) 大王製紙株式会社名古屋支店 (名古屋市中区丸の内1丁目16番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,232,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2021年3月11日開催の取締役会決議によります。
 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,232,200株	2,385,539,200	
一般募集			
計(総発行株式)	1,232,200株	2,385,539,200	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,936		100株	2021年3月29日		2021年3月29日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われないこととなります。
 4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
大王製紙株式会社東京本社	東京都千代田区富士見2丁目10番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行本店	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,385,539,200	470,000	2,385,069,200

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書作成費用であります。消費税等は含まれておりません。
2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,385,069,200円につきましては、2021年3月29日以降、諸費用支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書等提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第8期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月29日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第9期中(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月27日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式895,000株(発行済株式総数の0.53%)を保有しております
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術又は取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2021年3月11日現在のものです。なお、出資関係につきましては、2020年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(a) 従業員持株会信託型E S O Pの概要

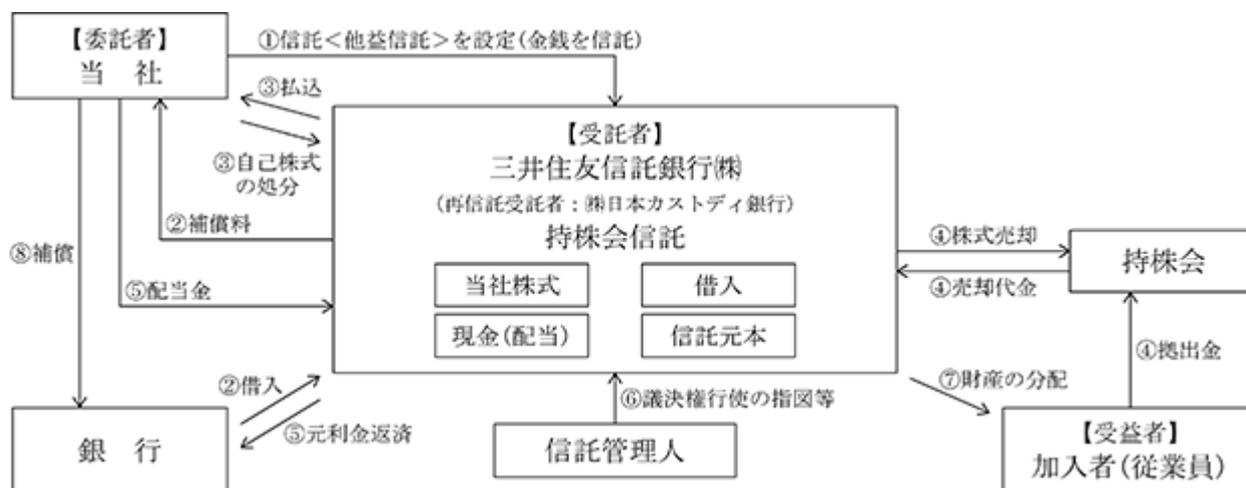
当社は、当社グループの従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」(以下「E S O P制度」といいます。)を導入することといたしました。E S O P制度は、福利厚生の一環として、当社グループの従業員持株会(以下「持株会」といいます。)を活性化して当社グループ従業員の安定的な財産形成を促進すること、並びに、当社グループ従業員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当社と三井住友信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株会信託契約(以下「持株会信託契約」といい、持株会信託契約によって設定される信託を「持株会信託」といいます。)を締結することによって設定される信託口です。三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、持株会信託設定後、約5年間にわたり持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を三井住友信託銀行株式会社、借入人を三井住友信託銀行株式会社(信託口)とする二者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、三井住友信託銀行株式会社(信託口)と当社の間で、有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。三井住友信託銀行株式会社(信託口)が取得した当社株式は、持株会信託契約に基づき、信託期間内において、毎月一定日にその時々々の時価で持株会に売却します。

三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三井住友信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。その後、持株会信託の信託財産に属する金銭から、持株会信託に係る信託費用や未払いの借入元金などを支払い、残余財産が存在する場合は、当該金銭を持株会信託契約で定める受益者要件を充足する当社グループ従業員に分配します。当該分配については、受託者である三井住友信託銀行株式会社と当社が特定金銭信託契約を締結しており、当該契約に基づき当社グループ従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、損失補償契約に基づき補償人である当社が補償履行します。

また、持株会信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権その他の株主としての権利行使(以下「議決権行使等」といいます。)については、信託管理人が持株会信託契約及び持株会信託契約に定める株式の取扱いに関するガイドラインに従って議決権行使等の指図を受託者に対して行い、受託者はその指図に従い議決権行使等を行います。

(b) 従業員持株会信託型 E S O P の仕組みの概要



当社は、持株会信託を設定します。

持株会信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、持株会信託及び銀行の三者間で、持株会信託の行う借入につき当社が銀行の損失を補償する内容の補償契約を締結します。補償契約の対価として、持株会信託は補償料を当社に支払います。

持株会信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分(第三者割当)によります。)

持株会信託は、信託期間を通じ、保有する株式を原則として毎月一定の日に持株会に時価で売却します。

持株会信託は、持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元本・利息返済に充当します。

信託期間を通じ、受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人が、議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。

当社株式の売却により借入金を返済後、持株会信託内に残余財産がある場合には、受益者要件を充足する当社グループ従業員に対し、信託期間内に拠出した金額に応じた分配金が交付されます。

持株会信託内の残余財産を処分後に借入債務が残存する場合には、補償契約に基づき、当社が残存債務を支払います。

なお、ESOP制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)いたします。

(c) 持株会信託の概要

当社にて導入する「従業員持株会信託型E S O P」に係る信託

(1) 名称	従業員持株会信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
(5) 信託の種類	金銭信託(他益信託)
(6) 信託契約日	2021年3月29日(予定)
(7) 金銭を信託する日	2021年3月29日(予定)
(8) 信託の期間	2021年3月29日(予定)～2026年3月末日(予定)
(9) 信託の目的	持株会に対する安定的かつ継続的な当社株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

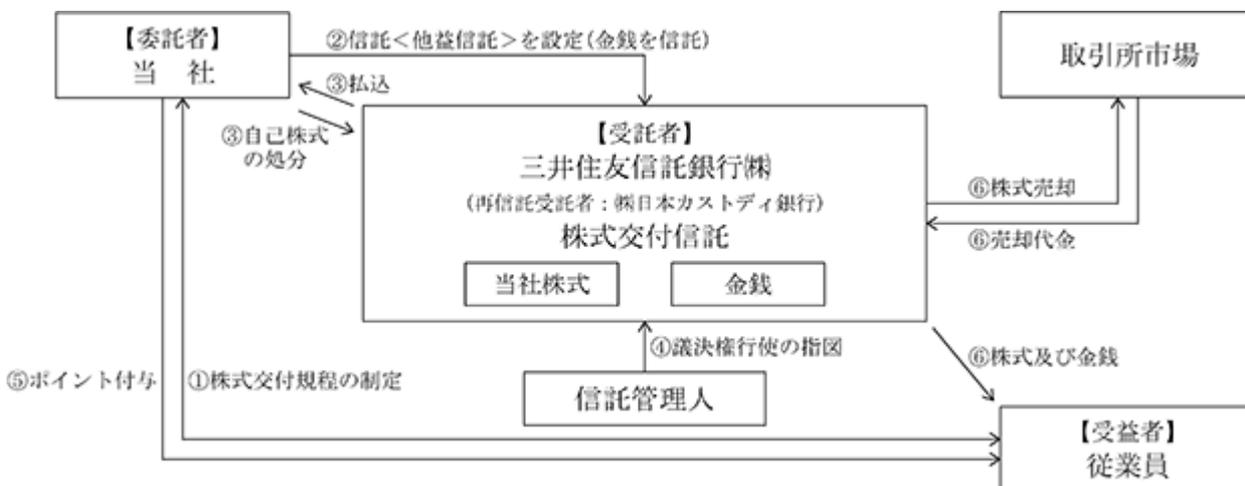
(d) 従業員株式交付制度の概要

当社は、執行役員を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした信託を用いた従業員株式交付制度を導入し、現在に至るまで制度を継続しておりますが、今般、信託期間を延長するとともに、制度対象者の範囲を一定層以上の従業員まで拡大することを決定しました。

従業員株式交付制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した従業員向け株式交付信託(以下「株式交付信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が株式交付信託を通じて各従業員に対して交付される、という制度です。

従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時です。

(e) 従業員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は従業員を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分(第三者割当)によります。)

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、株式交付信託内の当社株式については、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程・株式交付信託契約に定める要件を満たした従業員は、株式交付信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・株式交付信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、従業員株式交付制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)いたします。

(f) 従業員向け株式交付信託の概要

当社にて導入済の「従業員株式交付制度」に係る信託

(1) 名称	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立している第三者を選定
(6) 議決権行使	信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(8) 信託契約日	2019年10月16日
(9) 金銭を追加信託する日	2021年3月29日(予定)
(10) 信託の期間(延長後)	2019年10月16日～2026年3月末日
(11) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

c 割当予定先の選定理由

(持株会信託)

コンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として持株会信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))を割当予定先として選定いたしました。

(株式交付信託)

当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として株式交付信託契約を締結し、現在に至るまで継続していることから、かかる契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))を割当予定先として選定いたしました。なお、2019年9月30日開催の取締役会で第三者割当を決議しており、第2回目の第三者割当になります。

d 割り当てようとする株式の数

持株会信託 516,500株

株式交付信託 715,700株

e 株券等の保有方針

(持株会信託)

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、持株会信託契約に従って株式売買委託契約を持株会と締結し、当社株式の売買について合意した上で、当該契約に基づき、毎月、当社株式を持株会に対してその時々の時価で売り付けることになっております。なお、三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当該契約に基づき、原則として持株会以外に当社株式を売却することはございません。

三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当該売り付けられる当社株式の売却代金として、持株会の会員からの給与等天引き等によって拠出される金銭を持株会から受取り、当該売却代金を貸付人からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、持株会信託契約で定める受益者適格要件を満たすグループ従業員に分配されます。なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三井住友信託銀行株式会社から、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

(株式交付信託)

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))は、株式交付信託契約に基づき、信託期間内において従業員を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三井住友信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

(持株会信託)

当社は、割当予定先が、貸付人からの借入金によって払込みを行う予定である旨を責任財産限定特約付金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該責任財産限定特約付金銭消費貸借契約は、借入人、貸付人間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、損失補償契約に基づき補償人が補償履行する内容となっています。また、当社は、借入人に対する上記補償に対し、当該損失補償契約に基づき借入人から補償料を収受することとなります。

割当予定先 : 三井住友信託銀行株式会社(信託口)
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行(信託口))
借入人 : 三井住友信託銀行株式会社(信託口)
補償人 : 当社
貸付人 : 三井住友信託銀行株式会社(999,944,000円)

(株式交付信託)

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、株式交付信託に対する当社からの追加信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、株式交付信託契約書において確認をしております。

g 割当予定先の実態

持株会信託においては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、信託管理人の指図に従います。信託管理人は、持株会信託契約締結時において当社に関する未公表の重要事実を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社社員が就任します。なお、信託管理人は、三井住友信託銀行株式会社(信託口)に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、持株会信託契約及び持株会信託契約に定める株式の取扱いに関するガイドラインに従います。また、株式交付信託においては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、発行会社の株式の価値の向上を図り、受益者の利益を増大するよう自らの知見に基づき各議案についての賛否を決定します。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことの表明、並びに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、持株会信託においては持株会信託契約において受ける予定であり、株式交付信託においては株式交付信託契約において受けております。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

また、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行につきましても、割当予定先同様、特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せずかつ行わないことについて、持株会信託においては持株会信託契約において確約を受ける予定であり、株式交付信託においては株式交付信託契約において確約を受けております。

したがって、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと考えております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2021年3月10日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である1,936円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2021年2月12日～2021年3月10日)の終値平均2,053円(円未満切捨て)からの乖離率が5.70%、直近3ヵ月間(2020年12月11日～2021年3月10日)の終値平均1,976円(円未満切捨て)からの乖離率が2.02%、あるいは直近6ヵ月間(2020年9月11日～2021年3月10日)の終値平均1,786円(円未満切捨て)からの乖離率が8.40%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(5名、うち3名は社外監査役)が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、持株会信託については、現在の「大王製紙従業員持株会」の年間買付実績(直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績金額を基準に年次換算した金額)をもとに算出した金額に基づき、持株会が信託契約後約5年間にわたり買い付ける予定の金額を処分価額で除した株数であります。また、株式交付信託については、当社が制定した株式交付規程に基づき、延長した信託期間中の一定層以上の従業員の構成推移等を勘案のうえ、一定層以上の従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであります。これらの希薄化の規模は、2020年9月末日現在の発行済株式総数169,012,926株に対し、0.73%(2020年9月末日現在の総議決権個数1,657,796個に対する割合0.74%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。当社としましては、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による当社グループ従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことに繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)
北越コーポレーション株式会社	新潟県長岡市西藏王3丁目5-1	41,132	24.81	41,132	24.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,183	4.33	7,183	4.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	5,913	3.57	7,145	4.28
大王海運株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町7番35号	7,112	4.29	7,112	4.26
株式会社伊予銀行(常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	愛媛県松山市南堀端町1番地(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	7,072	4.27	7,072	4.23
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	6,920	4.17	6,920	4.14
愛媛製紙株式会社	愛媛県四国中央市村松町370番地	5,331	3.22	5,331	3.19
カミ商事株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川1丁目2番27号	4,700	2.84	4,700	2.81
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	4,110	2.48	4,110	2.46
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	3,955	2.39	3,955	2.37
計		93,433	56.36	94,665	56.68

(注) 1 2020年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか自己株式2,615,141株(2020年9月30日現在)があり、当該割当後は1,382,941株となります。ただし、2020年10月1日以降の単元未満株式の買い取り及び売り渡しによる変動数は含めておりません。

3 「株式会社日本カストディ銀行(信託口)」が保有する7,145千株には、本自己株式処分により増加する1,232千株が含まれております。

4 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

5 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。

6 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2020年9月30日現在の総議決権数(1,657,796個)に本自己株式処分により増加する議決権数(12,322個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第109期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第110期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月7日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第110期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月11日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第110期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年3月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年3月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(1)臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月8日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年3月11日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

大王製紙株式会社東京本社

(東京都千代田区富士見2丁目10番2号)

大王製紙株式会社大阪支店

(大阪市中央区備後町4丁目1番3号)

大王製紙株式会社名古屋支店

(名古屋市中区丸の内1丁目16番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。